

居宅介護支援重要事項説明書

〈 令和7年4月1日 現在 〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 554-4583

担当

※ご不明な点は、お気軽になんでもおたずねください。

2. すこやか指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人すこやか福祉会 すこやか指定居宅介護支援事業所
所在地	福島県福島市瀬上町字四斗蒔1番1
介護保険指定番号	事業所番号 福島県 0770100261
サービスを提供する地域 ※	福島市 伊達市 (伊達、保原地区)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常 勤	業務内容
管理者兼 主任介護支援専門員	1名	従業者を管理 居宅介護支援計画作成 給付管理
介護支援専門員	2名以上	居宅介護支援計画作成 給付管理

(3) 営業時間

月～土	午前8時30分～午後5時30分
-----	-----------------

(4) 休業日

日曜日 及び 年末年始 (12月31日～1月3日)

(5) 24時間連絡体制の確保

※緊急時などお問い合わせが必要な際には、24時間連絡できる体制を整えておりますので、いつでも連絡が可能です。 **電話 554-4583** までご連絡ください。

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

別紙をご参照ください。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

◎料金

・居宅介護支援利用料金は介護サービス提供開始以降1ヵ月あたり下記の通りとなります。

居宅介護支援費	(I)	要介護1・2	10,860円
[取扱件数が45件未満]		要介護3・4・5	14,110円
居宅介護支援費	(II)	要介護1・2	5,440円
[取扱件数が45件以上60件未満]		要介護3・4・5	7,040円
居宅介護支援費	(III)	要介護1・2	3,260円
[取扱件数が60件以上]		要介護3・4・5	4,220円

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員がお客様の退院等にケアマネジメント業務を行ったものの、お客様がお亡くなりになりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同様に扱うことが適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬を算定させて頂くようになります。

※ 上記以外の料金として、別途、下記料金が加算として頂くようになります。

・初回加算 [初回時] 3,000円

- ①新規に居宅サービス計画を策定した場合。
- ②要介護状態区分が2段階以上変更となった場合。

・特定事業所加算(II) 4,210円/月

※以下の①～⑫を全て満たす体制をとっており、その評価として加算されます。

①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置している場合。

※お客様に対する指定居宅介護支援の提供に支障が無い場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。

②専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置している場合。

※お客様に対する指定居宅介護支援の提供に支障が無い場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。

③お客様に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催する場合。

④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じてお客様等の相談に対応する体制を確保している場合。

⑤当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している場合。

⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している場合。

⑦ご家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

⑧居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない場合。

⑨担当している利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費IIを算定している場合は50名未満)である場合。

⑩介護支援専門員実務実習における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している場合。

⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施している場合。

⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している場合。

・通院時情報連携加算 500円

お客様が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対してお客様の心身の状況や生活環境等のお客様に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等からお客様に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

・入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,500円

お客様が入院した場合、病院または診療所に入院した日にお客様に関する必要な情報を提供した場合。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

・入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000円

お客様が入院した場合、病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日にお客様に関する必要な情報を提供した場合。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

・退院・退所加算

お客様が退院又は退所するに当たって、病院等の職員と面談を行い、お客様に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回	—	9,000円

・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円（月に2回を限度とする）

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にお客様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。

・ターミナルケアマネジメント加算 4,000円／月

在宅で死亡したお客様に対して、終末期の医療やケアの方針に関するお客様又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、お客様又はその家族の同意を得て、お客様の居宅を訪問し、お客様の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

※上記利用料金は法廷代理受領により当法人の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、お客様の自己負担はございません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。

その場合は一旦1ヶ月あたり居宅介護支援費（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、及び該当する加算の料金を頂きサービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受ける事が出来ます。

(2) 交通費

福島市・伊達市内にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。交通費は、実施区域境界から1キロ当たり25円（距離数は往復）とします。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日までに前月の請求をいたしますので20日以内にお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

◎お客様のご都合でサービスを終了する場合。

文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

◎当事業所の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

◎自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

1) お客様が介護保険施設へ入所した場合。

2) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援1・要支援2と認定された場合。

3) お客様がお亡くなりになった場合。

◎その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

高齢者自身がサービスを選択することを基本に、専門家が連携して身近な地域で高齢者及びその家族を支援できるように努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

お客様の意見・要望を踏まえた上で何が問題となるのかを判断し、中立公正の立場で一人一人に合わせた個別のケアプラン（居宅サービス計画）を作成いたします。又、課題把握は居宅サービス計画ガイドライン方式を取り入れケアプランを円滑に作成できるように致します。

(3) サービスの利用について

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	有	年数回県・市の研修及び事業所内研修
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	一切ご費用はかかりません

(4) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
 - ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合をご説明いたします。
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合をご説明いたします。
- 遠慮なくお申し出下さい。

(5) 当事業所の諸事情により介護支援専門員が変更となることもあります。予めご了承ください。

7. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

8. 虐待防止

虐待の防止について 事業者は、お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）を定期的
に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行います。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施をいたします。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置いたします。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（お客様のご家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

9. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、お客様から予め同意を得、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用います。
- (3) 事業者は、お客様の家族から予め同意を得、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用います。
- (4) 個人情報に関することについては、すこやか福祉会 個人情報の保護に関する基本方針により取り扱います。

10. 事故発生

- (1) 介護支援専門員は、居宅介護支援業務中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 介護支援専門員は、居宅介護支援業務等の移動中に事故が発生した場合には、身体に損害がないか確認し状況によって救急電話をかけるなどマニュアルに沿った対応を行います。

- (3) 想定される事故以外については臨機応変に対応するとともに、日頃から各自の事故予防に対する意識を強めていきます。

1.1. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

すこやか指定居宅介護支援事業所

受付担当者 齋藤 智美

解決責任者 管理者 梅宮 志保

電話 554-4583

受付時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

- (2) 第三者委員

苦情解決における客観性と社会性を確保し苦情申出人に対する適切な支援を行うため、第三者委員を委嘱しております。

- (3) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福島県運営適正委員会 TEL: 523-1251

福島市役所介護保険課 TEL: 525-6587

福島県国民健康保険団体連合会 TEL: 528-0040

1.2. 介護サービス利用にあたっての禁止行為について

事業所・職員に対する以下のような各種行為を禁止します。

- (1) パワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) モラルハラスメント（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) セクシュアルハラスメント（意に添わない性的な言動、好意的態度の要求、必要もなく手や腕、身体をさわる等の性的ないやがらせ行為）
- (4) マタニティハラスメント（妊娠や出産に関する言動で相手を差別や迫害する行為）
- (5) カスタマーハラスメント（利用者、その家族から度を超えた、または悪質なクレームや要求行為）

事業所及び職員が、利用者またはその家族から上記ハラスメント行為を受け、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、契約を解除させていただくことがあります。

- (6) サービス提供中の職員の写真や動画の撮影、録音等をおこなうこと。また、それらが無断でSNS等へ掲載すること。

13. 当事業所の概要

名 称 社会福祉法人すこやか福祉会

代表者 理 事 長 佐藤 進也

- 事 業
1. 老人福祉施設 すこやかの里特別養護老人ホームの設置経営
 2. 短期入所施設 すこやかの里ショートステイの設置経営
 3. 軽費老人ホーム すこやかの里ケアハウスの設置経営
 4. 通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンターの設置経営
 5. 認知症対応型通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンター別館ひなたの設置経営
 6. 住宅型有料老人ホーム すこやかの里・瀬上の設置経営
 7. 小規模多機能型居宅介護事業所 すこやかの里・瀬上の設置経営
 8. 居宅介護支援事業所 すこやか指定居宅介護支援事業所の設置経営
 9. 地域包括支援センター 福島市北信東地域包括支援センターの設置経営
 10. 通所介護事業所 南沢又デイサービスセンターの設置経営
 11. 認知症対応型通所介護事業所 ふれあい・瀬上の設置経営
 12. 通所介護事業所 すこやか・ラコパの設置経営
 13. 認知症対応型通所介護事業所 すこやか・ラコパ別館あかりの設置経営
 14. 居宅訪問介護事業所 すこやかホームヘルプセンターの設置経営
 15. その他これに付随する業務

<説明日>

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県福島市瀬上町字四斗蒔 1 番 1

名 称 社会福祉法人すこやか福祉会 すこやか指定居宅介護支援事業所

説明者

氏 名

私は契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

お客様

住 所

電 話

氏 名

代理人

住 所

電 話

氏 名
